



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2013年12月20日(金)

設立直後の簡易課税の適用制限

設立1・2期目の固定資産の取得

近時の消費税法の改正では、新設法人の免税期間を利用した租税回避行為に目を付けたものが続いています。H23 改正の『**特定期間**』による納税義務の二次判定や H24 改正の『**特定新規設立法人の免税点制度の不適用**』がこれに当たります。この他にも、**設立時から課税事業者である事業者**に**簡易課税制度**を選択させない規定が H22 から設けられています。設立1・2期目の消費税の留意事項として、再確認してみましょう。

設立1・2期での調整対象固定資産の取得

H22 税制改正により、次の期間中に**税抜価額 100 万円以上の固定資産(調整対象固定資産)**を取得した場合には、①取得年以後**3年間**は課税事業者として申告を義務付け、②その期間中の**簡易課税制度の適用を禁止**することされました。

①課税選択事業者の強制適用期間	左の 2年間
②資本金 1,000 万円以上の新設法人の設立事業年度と翌事業年度	

元々は『**自販機還付スキーム**』の抑止策

これは、もともと不動産賃貸業者の『**自動販売機設置による還付スキーム**』を抑止するものとして設けられた措置です。

不動産賃貸業を開始する事業者が、賃貸

物件完成前に**自動販売機**を設置してごく少額の課税売上高を計上する形で消費税の課税事業者の立場を選択し、その**課税期間終了間際に建物を完成**させ、建物に係る高額**の仕入税額控除**を取ること、**還付**を受ける『**還付スキーム**』が存在しました。

第1期	第2期	第3期
自販機売上(少) ・建物購入	賃貸を本格的に開始	
原則課税(還付)	簡易課税	免税事業者

この時、**第2期目**について、課税事業者を選択したため納税があるところを、税額を抑えつつ、次年度以降で『**課税売上割合が著しく変動した場合**』の調整計算させない狙いで、『**簡易課税**』を選択することが、この手法の常道とされていました。H22 改正では、**第2期**を簡易課税不適用とした上で、**第3期目**にも**原則課税**を強制することで、従前から存在する通算課税売上割合(1~3期)を用いて**固定資産(建物)の仕入税額控除**を再計算させる制度を働くようにして、**第3期の納税額**にその**調整額**を加算する措置を取りました。ただ、100 万円程度の固定資産取得でこの規定が発動するのは一般企業には酷な話ですね。



設立直後に**設備投資**を行う**新設法人(資本金 1000 万円以上)**は、**簡易課税の適用制限**に要注意!